

## 湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 公営企業の経営の基本は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 下水道事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 排水人口は、<u>21,830人</u>とする。</p> <p>ウ 1日最大汚水量は、<u>15,540立方メートル</u>とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 公営企業の経営の基本は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 下水道事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 排水人口は、<u>20,540人</u>とする。</p> <p>ウ 1日最大汚水量は、<u>14,690立方メートル</u>とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	